

平成29年 9月 4日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成29年9月4日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第11 議案第21号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更
及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する
規約の制定に関する協議について
- 日程第12 議案第22号 香取市東庄町病院組合同規約の一部を改正する規約の制
定に関する協議について
- 日程第13 議案第23号 東庄町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第14 議案第24号 平成29年度東庄町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第25号 平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第16 議案第26号 平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補
正予算(第1号)
- 日程第17 議案第27号 平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 認定第 1号 平成28年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 2号 平成28年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第20 認定第 3号 平成28年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算認定について

日程第 2 1 認定第 4 号 平成 2 8 年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 2 認定第 5 号 平成 2 8 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 3 認定第 6 号 平成 2 8 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 4 認定第 7 号 平成 2 8 年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第 2 5 認定第 8 号 平成 2 8 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第 2 6 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

- 1 番 土 屋 光 正 君
- 2 番 宮 澤 健 君
- 3 番 佐久間 義 房 君
- 4 番 板 寺 正 範 君
- 5 番 花 香 孝 彦 君
- 6 番 林 俊 之 君
- 7 番 大 網 正 敏 君
- 8 番 城之内 一 男 君
- 9 番 高 木 武 男 君
- 10 番 鈴 木 正 昭 君
- 11 番 山 崎 ひろみ 君
- 12 番 宮 崎 正 吾 君
- 13 番 鎌 形 寿 一 君
- 14 番 土 屋 進 君

欠席議員

な し

出席説明員（13名）

| | | | | | | |
|----------|---|---|----|---|----|---|
| 町 | 長 | 岩 | 田 | 利 | 雄 | 君 |
| 副町 | 長 | 金 | 島 | 正 | 好 | 君 |
| 監査委員 | | 平 | 山 | | 茂 | 君 |
| 総務課 | 長 | 向 | 後 | 喜 | 一朗 | 君 |
| 町民課 | 長 | 高 | 木 | 浩 | 一 | 君 |
| まちづくり課 | 長 | 林 | | 栄 | 壽 | 君 |
| 健康福祉課 | 長 | 海 | 上 | | 孝 | 君 |
| 会計管理者 | | 石 | 毛 | 幸 | 子 | 君 |
| 病院事務 | 長 | 寺 | 嶋 | 利 | 和 | 君 |
| 農業委員会事務局 | 長 | 土 | 屋 | 富 | 士雄 | 君 |
| 教 育 | 長 | 五 | 十嵐 | 正 | 憲 | 君 |
| 教 育 課 | 長 | 多 | 田 | 克 | 己 | 君 |
| 生涯学習担当課 | 長 | 林 | | | 寛 | 君 |

出席事務局員（3名）

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|----|
| 事 務 局 | 長 | 笹 | 本 | 忠 | 男 |
| 次 | 長 | 石 | 毛 | 美 | 恵子 |
| 主 | 査 | 岩 | 瀬 | 知 | 博 |

(午前10時00分 開会)

議長(土屋 進君)

皆様、改めましておはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成29年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番 山崎ひろみ君、
2番 宮澤健君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高木武男君。

9番(高木武男君)

平成29年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る8月29日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案19件、その他1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月15日までの12日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は三人の議員から通告がありましたので、これを行います。続いて、議案の審議に入る前に、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。次に、諮問第2号、諮問第3号を順次上程し、採決を行い、続いて、同意第1号を上程、採決、その後、承認第5号を上程し、質疑・採決を行います。続いて、議案第21号から議案第27号までを順次上程し、質疑・採決を行い、延会といたします。

第2日目の5日には、認定第1号から認定第8号までの平成28年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。続いて、監査委員からの審査報告を受け、お手元の委員会付託表のとおり詳細な審査を予算決算常任委員会に付託することとなります。第3日目の6日から14日まで

は休会としまして、この間、7日、8日、11日は予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審査日程によりご了承願います。

最終日、15日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第1号から認定第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って、閉会とします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月15日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月15日までの12日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、6月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成29年5月21日から8月25日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず、1ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、7月20日に表彰条例によりまず表彰を行いました。今回は善行表彰として2名、長寿褒賞として1名の方をそれぞれ表彰させていただいております。また、国家公務員の実地施体験研修ということで、6月5日から2名の新任国家公務員を受け入れ、本町の新規採用職員と共に農家との意見交換など、5日間にわたり研修をしていただきました。

次に、防災関係でございますけれども、6月4日、消防団他8団体の協力によりまして、総勢365名で防災演習を実施いたしました。今回は区長会、民生委員、日赤地域奉仕団や防災ボランティアなどの団体に加え、3月に防災協定を締結いたしました日本福祉用具協会にも参加をいただき、充実した訓練となりました。引き続き、関係機関や団体の連携強化、防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、4ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、平成29年度町県民税等の納税通知書を記載のとおり発送いたしました。課税額は町県民税普通徴収分2億3,320万円、また国保税4億760万円となっております。町税は町の財源の根幹をなすものであり、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、10ページ目、衛生関係でございますけれども、各種健診、予防接種等の事業を記載のとおり実施しております。

また、11ページ目上段、子ども医療費、高校生等医療費対策事業として、5月から7月支払い分の実績を記載しております。この制度は、子供たちの健全な育成と子育て世帯の負担軽減に寄与しているものと考えております。

次に、12ページ目下段から地域包括支援センター、訪問看護ステーション、デイサービスセンターの活動利用状況を記載しております。引き続き、子育て支援、老人福祉施策はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、13ページ目、まちづくり課の建設関係でございますけれども、道路改良工事等、12件の工事と測量業務委託等の7件の委託業務を発注しております。また、公園関係では、植樹管理等の維持管理事業委託を3件、契約をしております。

16ページ目でございますけれども、中段の商工観光関係でございますが、8月は大相撲笹川夏合宿とファン感謝デーが開催されました。更に今年も東庄パーク&

ビア夏祭りが開催をされ、町内外から多くの方が集まり、賑わせていただきました。

次に、17ページ目、水道関係でございますけれども、消火栓修理工事等、3件の工事発注をいたしました。

最後に、18ページ目、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ47.51人と97.79人となっております、順調に運営をされているものと考えております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、19ページ、1項目目の教育委員会関係でございますが、定例の教育委員会を4回、協議会を3回、記載のとおり開催しております。協議会においては東庄町立幼稚園統合、放課後児童クラブなどの課題や東庄町立小学校統合、給食センター建設などの進捗状況等について協議をいたしました。

次に、19ページから20ページに記載してあります2項目目の学校教育関係では、小中学校のプール指導が始まる前と途中で各1回のプールの水質検査を実施いたしました。

契約関係では、委託料として東庄中学校自転車置き場等増築に伴う開発業務委託、笹川小学校校舎増築工事建設業務委託、笹川小学校敷地現況測量業務委託でございます。その他各小学校のプール設備補修工事、笹川小学校体育館関係の工事等を行い、教育施設、教育環境整備に努めております。

20ページ中段でございますが、東洋合成千葉工場様から東庄町奨学基金として200万円の寄附がございました。今後も東庄町の学生のために活用させていただきます。

（5）諸会議でございますが、東庄町立小学校統合に向けての全体会議を1回、通学安全部会、総務部会を各1回、開催しております。

その他、長期欠席児童生徒対策委員会を民生委員、児童委員にお集まりいただき、開催いたしました。

次に、20ページ中段以下、3項目目、生涯学習関係では、子供たち対象の事業

や社会体育事業、公民館事業、21ページ下段の4項目目、図書館関係では、記載のとおり各種事業を実施いたしました。

最後に、22ページの5項目目の学校給食センター関係では、5月21日から6月、7月末までの総給食数は4万6,653食、1日平均1,138食でありました。1学期、給食最終日の7月19日に給食センターの運営状況についてを議題にして給食センター運営委員会を開催いたしました。

また、(3)その他に記載してありますように、地産地消の取り組みを行って、豚肉、米の他、タマネギ、キャベツ、大根など、東庄産の食材を使って献立を立てるようにしております。また、新しい給食センター建設に向けて、東庄町学校給食センター建設検討委員会設置要綱を6月1日に施行いたしました。これからも衛生管理の徹底を図り、安定した給食の提供を継続してまいります。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにします。よろしくお願いいたします。

議長(土屋 進君)

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

11番、山崎ひろみ君。

11番(山崎ひろみ君)

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

初めに、災害時の町民を守る取り組みについて伺います。

本年7月に甚大な被害をもたらした九州北部豪雨、昨年4月の熊本地震など、近年、各地で大規模な自然災害が相次いでいます。9月1日は防災の日、災害について認識を深めると共に、これらに対する備えの充実や強化を通し、被害を軽減させるなどを目的に制定されています。

災害発生時には災害対策基本法等に基づき、予防、応急、復旧・復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速適切化等を定めており、更に多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することと認識しております。

昨年の熊本地震や夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員が関わったことにより、災害対応に支障を来すケースが見られたという報告がありました。自治体職員は特に初動期において多忙を極めます。この間に職員が様々な事情から避難所運営にあたってしまうと、被災者救助を初め、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。そこで今日は、我が町の避難所運営について伺います。

初めに、避難所運営マニュアルは整備されているか伺います。

内閣府公表の「避難所運営ガイドライン」には、「避難所生活は住民が主体となって行うべきもの」となっていますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているか、とりわけ初動期の避難所にあっては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織を作ることになっているが、この点はどうなっているのか。熊本地震では、最大1日1,400名を超える他の自治体の派遣を受け入れたとのこと。内閣府の避難所運営等の基本方針によると、「被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする「避難所支援班」を組織し」とありますが、我が町ではどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるかをお聞きしたいと存じます。

更に、かつての調査で我が町は、福祉避難所の設置がなされていないと伺いましたが、現在はどうなっていますか。

次に、ヘルプカードの運用について伺います。

ヘルプカードとは、援助を必要としている障害のある方などが携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。障害や難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記載しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものであり、周りの人がそれに気づき、対応してあげることが必要です。

千葉県での運用が始まったと聞いておりますが、我が町の取り組みの状況をお聞かせください。

質問事項2番目の子育て支援について伺います。

少子化対策として、町はこれまで子ども医療費の無料化の拡大、ワクチン接種の拡充、第3子の保育料の無料化等、子育て支援にはいち早く取り組んできております。

昨今、近くに親、兄弟がいない家庭はもちろんですが、かつての3世代同居の家族形態は大きく変化してきております。若い世代が結婚して、安心して子育て出来る環境を作ってあげたいと考えます。昨年の秋からアンケート調査等を実施し、ファミリーサポートセンター事業の開設に取り組んでいるところかと思いますが、現在の進捗状況及び課題等についてお聞かせください。

次に、「こども食堂」というネーミングは皆さんご存じかと思えます。ひとり親家庭や共働き等の事情があり、経済的な理由や時間が無いなど、家族で食卓が囲めず、子供一人で食べる孤食、菓子パンだけの食事、毎日買ってきた弁当で済ませるなど、そんな子供を、また親子を応援しようと低価格で食事を提供する食堂のことです。主にボランティア団体が運営しています。更に経済的理由等で塾に通えない子供に学習支援を行ったりする取り組みもあります。子供の居場所作りとして注目されています。個々の家庭の実情は外からは見えにくい状況にあります。学校の担任の先生、また民生委員の皆さんがどこまで理解し、寄り添えているか、制度の狭間で困っている人もいると思われれます。町はどこまで状況を把握出来ているでしょうか。経済的にも厳しい中、時間も無い中、頑張って子育てしている親御さんがいます。町長は常々、子供は地域の宝とおっしゃっておられます。大事な未来の宝を育てる取り組みを期待します。

そこで、子供たちをサポートする取り組みについて、現在行っていること、またこれから実施しようと考えていることがあればお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。
議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、私の方から山崎議員の質問事項1の要旨1、災害時における避難所運営についてお答えをさせていただきます。

まず、避難所運営マニュアルの整備状況でございますが、現時点では一般住民の方に周知するための避難所運営マニュアルについては未整備となっております。議員の質問にもございました避難所運営ガイドラインが平成28年4月に内閣府から示されておりますので、これをもとに地域住民と行政が一体となり、総合的な避難所の運営管理体制を確立出来るよう、避難所運営マニュアルを整備することが必要

であると認識しております。整備に向け、検討してまいります。

なお、災害の規模により、長期的な避難所の開設が必要となる場合には、町職員
の他、被災者から互選で選ばれた代表者などで構成する避難所運営委員会を立ち上
げ、円滑な運営を行うものであります。

次に、福祉避難所の設置状況でございますが、平成29年2月1日付で東庄町保
健福祉総合センターを福祉避難所に指定をいたしました。また、民間福祉施設等の
福祉避難所の設置運営に関する協定の締結についても現在、検討しているところで
ございます。

以上で終わります。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、私の方から質問事項の1番目、災害時の町民を守る取り組みについて
の質問要旨2番目のヘルプカードの運用について、町の取り組みの状況についてお
答えをいたします。

ヘルプカードは、議員がおっしゃるように、義足や人工関節を使用している方、
内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは支援や配慮を必要としている
ことがわからない方が携帯することにより、災害時や日常生活の中で困った時に周
囲の方に自身の障害等の支援や配慮をお願いするためのカードで、本年8月に千葉
県が作成をいたしました。

このカードには、援助が必要なことを知らせるためのヘルプマークが表示されて
おり、氏名や住所、連絡先の他、障害名、または病名、かかりつけ医、配慮や手助
けをしてほしいことなどを個人情報の保護に留意して記入することが出来ます。カ
ードについては、県内の市町村障害保健福祉担当課、各健康福祉センター、障害関
係団体で配布をしております。町としましては、既に障害者手帳などの交付を受け
ている方へは個別に郵送、新規に障害者手帳の交付を受ける方へは手帳交付時に、
妊娠初期の方へは母子手帳交付時に配布する予定です。普及啓発用チラシにつきま
しては、保健福祉総合センター、役場等の公共施設に備え、また広報とうのしょう
及び町ホームページに掲載し、周知を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、質問事項の2番目、子育て支援について、質問要旨の1番目、ファ

ミリーサポートセンターの取り組み状況、質問要旨の2番目、こども食堂、学習支援など、子供たちをサポート出来る体制づくりについてお答えをいたします。

最初に、ファミリーサポートセンターの取り組み状況についてですが、町では本年度、子育て支援事業の一環として、町民が仕事と育児を両立させ、安心して働くことが出来る環境整備及び地域の子育て支援を図ることを目的として、育児の援助等を受けたい方及び育児にかかる援助を提供する方を会員として登録し、会員相互の援助活動について調整を行う東庄町ファミリーサポートセンター事業を立ち上げました。そして事業実施については、東庄町社会福祉協議会へ事業委託しております。

援助を受けたい会員については、東庄町に住所を有し、概ね生後6ヶ月以上、中学生までの児童を有する保護者であります。そして、援助を提供する会員については、事業の趣旨を理解し、心身共に健康な二十歳以上で、既定の講習を修了した者となっております。利用時間については、原則午前6時から午後9時までとする予定でございます。事業内容の把握、または情報収集のため6月下旬から8月上旬にかけて、事業を実施しております近隣の市、町を視察してまいりました。また、事業の周知を図るため、本年7月1日発行の東庄町社会福祉協議会広報紙及び社会福祉協議会ホームページに掲載、併せてチラシを作成し、全戸配布をいたしました。会員募集にあたっては、援助を提供する会員についてはボランティア団体、ひとり親家庭福祉推進員、民生委員児童委員、食の健康推進員、母子保健推進員、手をつなぐ親の会などの各種協議会で説明をし、8月30日現在、28名の方に登録していただいております。援助を受けたい会員については、保育所入所説明会等で説明、また幼稚園、小学校等へチラシの配布と説明をする予定であり、更に広報東庄10月号に掲載予定であります。なお、活動の開始は来年1月を予定しております。

続いて、質問要旨の2番目、こども食堂、学習支援など、子供たちをサポート出来る体制づくりについて、現在、町で行っている取り組みについては、放課後児童クラブ及び子育て支援センターの設置、ファミリーサポートセンター事業の実施等で、今後の予定といたしましては、社会福祉協議会と連携してファミリーサポートセンターの開設及び会員登録者数の拡大、子育てボランティア数の拡大、放課後児童クラブ等の整備を図ってまいります。

私からの答弁は以上となります。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

最初の避難所運営マニュアルの件ですけれども、これから策定するということですけれども、役所が使うものではなくて、一般住民がわかりやすい手引きを作ることが必要かと思います。うちの町は防災訓練にしても区長さんや消防団員さんと町職員の職員で、代表者でいつもやっております。その方たちは意識はあると思うんですけれども、いざ避難所運営になると、その方がそこにいるとも限らないし、その方が別の仕事をしていただかなければならないこともありますので、一般住民がわかりやすい手引きとして、常に意識を持って、いつどこで災害というのは起きるかわからない、自分たちがいつそういう避難の状況になるかわからないので、それは住民に広く知らしめておくべきかと思います。

今、各区に婦人会も女性組織も全然なくなりました、是非とも防災委員というような形で意識を持ってついでくださる方が二人でも三人でも四人でも、各地区にいれば、その方たちが、やっぱり与えられた役目というのはすごく意識してやります。いざとなれば団結出来るといつもおっしゃいますけれども、なかなか奥ゆかしくて表に出られないという方もいます、私たちの周りには。やって、お願いすれば出来る人もいっぱいいます。そういう人たちを、名前をもってポジションを作っていけたらなと思っております。

避難所ですけれども、やっぱり女性の目線から避難所運営も、女性職員もいらっしゃると思いますけれども、もっともっと女性の声が届くように。会議も策定する時だけの防災会議というようにお聞きしました。普段からの女性の声というのはなかなか届きません。本当であれば定期的に防災会議も持つべきなのではないかなと私自身は思っております。年々状況も変わってくるので、策定した時と毎年いろいろな状況が変わってくると思いますので、そういう形に出来たらと思います。

あとヘルプカードですけれども、先程、障害のある方とか、はっきりわかる方には送付するということですが、今一番問題になっているのが、自閉症の子供さん、発達障害の子供さんというのは、表からとても見えにくい状況にあります。ご家族としては、もしかしたら表に出したくないというところがあるかもしれませんが、いざという時にパニックになってしまう子供さんもいらっしゃいます。

そういう人たちも周りの方が配慮してあげられれば、落ちついて災害の時でも行動出来るかと思いますので、そういう方たちにも、もし声かけが出来るようであればお願いしたいと思っております。

子育て支援の方ですけれども、ファミリーサポートセンターを立ち上げるということで、思ったよりも早い時期に立ち上げを検討されているということですのでけれども、今月から研修会も始まります。私も自分で提案したからには自分も講習を受けようと思って今月申し込んで、何人かの方にも声かけして、是非協力してほしいということで始まります。その方から多くの声が聞かれるのは、サポートする時に自宅で子供を預かるのが原則なんですけれども、皆さんの不安は、自分のおうちが小さい子供を預かるような仕様になっていないんです。我が家もそうですけれども、子供たちが大きくなると危険なものを下に置いても平気な状況になっております。そういうところで子供を預かるのがとても不安だということと、密室で預かるということで不安という声が多く聞かれました。児童館とか公民館とか、そういう誰かの目のあるところでそういうサポート支援が出来ればなと思うんですが、いろいろな要綱の策定とかで問題があるかもしれませんけれども、後々こういう形にはなれるものなのではないでしょうか。それが一番大きく聞かれた声です。せっかく立ち上げたファミリーサポートセンターですので、充実させて、利用者に喜んでもらえるような状態にしたいと思えます。

こども食堂ですけれども、近年、ひとり親家庭のおうちは年々増えております。共働きで、ご家庭も朝から夜まで働いている人が手作りの料理を作って、子供たちに食べさせるのがとても難しくなっているような状況にあります。こども食堂というのは週に1回だったり、いろいろな形で開催しているんですけれども、ただ食事を与えるだけじゃなくて、そこで食卓を囲んで、一人で食べるのをなくすということももちろんですけれども、手洗いとか食器の後片づけだとか、基本的な生活習慣の習得にもなっているということです。一人でぽつんと食べて、そのままごみ箱に捨てるという、そういうことをしている子供さんもいるように聞かれます。ボランティア団体とかNPOでやっているところがほとんどですけれども、場所によっては行政が立ち上げて、そこから安定してきたら民間に移行しているというところがあります。我が町としては取り組む考えがあるのかお聞きしたいと思えます。子育て支援、いろいろありますけれども、少数の子供さんたちに対応することも大事か

と思います。是非よろしく願いいたします。

以上で2回目を終わります。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

私から、避難所運営マニュアルについて、わかりやすいものということでございます。町民の皆さんがわかりやすいマニュアルの作成に向け、努力してまいりたいと思います。

また、女性の災害時の活躍についてのご質問がございました。災害時の避難所運営に女性の活躍への期待は大きいものと考えております。災害時には、区長さんを初め、区の役員の皆さんにご協力をいただくことは不可欠でありますので、区の役員の中に女性の方が入っていただくことは、防災の観点、あるいは男女共同参画の観点からも望ましいことと考えております。

自治会組織のことでありますので、町からの強い要請というものは難しいわけでございますけれども、まちづくり会議等を通じまして、こうした女性参画の意味をお伝えしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

健康福祉長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、2件目の質問でございます。ファミリーサポートセンターの関係で、自宅以外で預かることが出来ないかということでございますけれども、国が定めた実施要綱では、原則自宅で預かることとしております。ただし、預ける側と預かる側の合意があれば、その限りではないというただし書きが実はついております。ただ、議員がおっしゃる児童館等、公共施設の場合ですと、開館時間等の制約等がありますので、今後、検討していきたいと思っております。

また、こども食堂の関係ですけれども、行政での立ち上げは出来ないかということでございますけれども、これにつきましては、ボランティア団体等と協議しながら、もし可能であればボランティア団体の方にお願い出来ればと思いますが、ただ、こども食堂につきましては、うちの町ですぐ出来るかということ、いろいろな問題も

ございますので、今後、検討していきたいと思います。

以上で終わります。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

答弁の中で、すみません、学習支援のところがちょっと抜けたかと思うんですけども、今、放課後児童クラブ、学童保育でも、ただ子供を預かるだけではなく、学習支援を並列して行っている事業もあります。それはちょっと教育課になるのかもしれませんが、そういうことも取り入れていくべきかと思います。

それから、これから小学校統廃合で空き学校が出てきます。是非、子育て支援、子育て中の親子が集まれる場所、そこにプラス、世代間交流が出来るような場所に、子供だけではなく、高齢者の方、障害のある方が集まれるような施設を是非出来たらと私は思っております。またこれから検討に入るとは思いますけれども、是非そのことも頭に入れていただけたらと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（土屋 進君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

それでは、一般質問させていただきます。

地籍調査についてです。三つほどありますので、よろしく申し上げます。

1、地籍調査の進捗状況について。かなり長い年月、やっていると同っておりますが、どのような状況になっているかお伺いいたします。

2番目に、筆界未定地について。今回の地籍調査によって、多くの筆界未定地が発生しました。筆界未定地の数についてお伺いいたします。

3番目、所有者不明の土地について。所有者不明の土地には、二つあると思います。所有者がわかっていても所有者の行方がわからない土地と、全く所有者のいない土地、この二つがあろうかと思っております。それぞれの件数についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、高木議員からの最初の質問、地籍調査事業の進捗状況についてお答えをいたします。

昭和58年に着手しました地籍調査事業は、全体面積が34.14平方キロメートル、平成28年度末で現地調査の実施面積が32.66平方キロメートル、進捗率は95%です。なお、今年度の桁沼耕地の一部、1.48平方キロメートルをもって現地調査は終了となります。

次に、2番目の質問の筆界未定地についてでございますが、筆界未定地の筆数及び筆界未定地が多くなった理由につきましてお答えします。筆界未定地が他の市町村と比べて多いか少ないかは、わかりません。平成28年度末で町が把握しております箇所は119ヶ所、800筆です。国土調査法の地籍調査作業規定準則に基づき、調査期間内に筆界が確認出来ない場合は、筆界未定地として処理をいたしております。筆界未定地になる理由は様々でございますが、多くは地権者間の境界線の認識の相違でございます。

次に、所有者不明の土地の調査等についてお答えをします。

所有者不明の土地の数については、把握出来ておりません。所有者不明の土地があった場合は、近隣の土地所有者や千葉地方財務局、千葉県などの関係機関に意見を聴取し、法務局と協議した上で、適切に処理をしております。また、所有者の所在不明の土地の調査については、登記記録、住民票の写し、戸籍謄本等の取得、近隣住民に情報聴取などを行い、所有者の所在の確認に努めている状況でございます。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

地籍調査の現地調査は、本年度をもって終わるということでした。その中で筆界未定地がかなりあるということですが、筆界未定地や所有者不明の土地がこれだけあるということは、今後の町政運営上、様々な問題が生じるのではないかと思います。筆界未定地発生の原因として、公図と登記簿があるからと、皆安心していただ

ではないでしょうか。お互い、境界について勘違いをして、自分の主張が正しいと思っ込んでしまい、その結果、筆界未定地が多数発生したのではないかと思います。お互いの勘違いを取り除いてやれば、解決の方向へ向かうのではないのでしょうか。町は筆界未定地の解決に向けての取り組みについて、どのように考えますか。お伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

地籍調査事業では、国の通達で筆界未定地の解消のための再調査は出来ませんが、町としても筆界未定地は不利益なため、個人から相談がございましたら資料の提供や相談に応じ、協力をしていきたいと考えております。

また、道路を整備する際などには、筆界未定地解消のために努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

今、筆界未定地は道路とか公共物を作る時には非常に障害になろうかと思っます。是非、この筆界未定地は、なるべくなくす方向でひとつ、努力していただきたいと思っます。

それから、この一番最後の所有者不明の土地なんですけれども、これもあまりないようなことを言っておられましたが、かなりの件数があるんじゃないかと私思っているんです。ですから、この辺もしっかり把握して、やっていただきたいと思っます。

以上です。

議長（土屋 進君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

次に、8番城之内一男君。

8番（城之内一男君）

今後の行財政運営における課題について、質問します。よろしく申し上げます。

最初に、東庄町過疎地域自立促進計画について、質問します。

東庄町過疎地域自立促進計画（案）が示されたところですが、過疎地域市町村という中、東庄町の人口は昭和60年の1万8,337人が、最大人口であり、以降、長期的に減少傾向が続いております。少子高齢化も進んでいます。東庄町人口ビジョンでは、平成67年人口は7,681人となり、平成27年、1万4,152人と比較しても、6,471人、45.7%の減少と推定される中、過疎地域市町村という現実について、行政の認識と今回の過疎地域自立促進計画策定の基本的方針を伺います。

併せて、計画は第6次東庄町総合計画及び公共施設等総合管理計画等との整合性もありますが、従前の計画を網羅しただけとも言えなくもありませんが、地域づくりは、地域の多様性を確保し、地域の選択と責任に基づく主体的な地域づくりを重視した地方が考える各自治体は状況も特性も違います。地域づくりは、国が主導するのではなく、地域住民と自治体が真剣に取り組む気概を持って取り組む必要があります。行政の見解を伺います。

過疎地域市町村は、都道府県が定める過疎地域自立促進方針に基づき、議会の議決を経て、市町村計画を定めることが出来ます。また、計画を変更する時も、議会の議決を得る必要があります。

過疎地域市町村は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として、地方債の充当率や、元利償還金の交付税措置率が高い特別に発行が認められる地方債、過疎対策事業債が活用でき、過疎法は平成32年度まで期限が延長されています。対象となる事業は、過疎法第2条第1項に規定する出資や施設の整備事業、ハード分と、第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業、ソフト分で、ハード分については、新設だけでなく、増改築や更新も含まれ、地方債の充当率は100%で、元利償還金の交付税措置率は70%という中、過疎法は平成32年度までの時限立法であり、過疎地域自立促進計画(案)において起債事業一覧が示されたところですが、学校教育関連施設、町道整備等、ハード分が主となっていますが、起債について財政当局の基本的方針を伺います。

併せて、過疎地域市町村という人口減少も顕著であり、財政力も弱い中、公共施設等総合管理計画を踏まえた計画的な財政負担の軽減、平準化を図り、財政見通し

を示す必要があります。併せて伺います。

ソフト分について、基金の積立も対象となりますが、基金の積立について財政当局の見解を伺います。併せて、発行限度額が定められていますが、発行限度額を伺います。

次に、小学校統合及び学校教育施設について伺います。

6月東庄町議会・教育委員会懇談会において、1から3年生は35人学級編制により、普通教室が1教室不足する状況となった中、教材室を普通教室に転用するという説明があったところですが、統合計画における18教室必要が20教室必要、2教室不足という状況で3学級の増築、1教室不足となった中、なぜ増築でないのか。一方、教材室は必要ではないのか。学校教育では、各種の教材が必要であり、授業を円滑に進めるためには、主たる教材である教科書その他、各種教材が必要であることは言うまでもありません。教育委員会の見解を伺います。

教室の転用については、統合計画、施設計画の中で変わってきています。改めて教室の配置等を含め、改めて計画を示す必要があります。見解を伺います。

平成29年度の新校舎増築工事の進捗状況と併せて、30年度、31年度の北・南校舎の改修工事について、改めて伺います。

大規模改造として、トイレ改修、空調設置、校内LANで平成32年度に北校舎改修工事に1億1,000万円、平成31年度に南校舎改修工事に7,900万円という中、どのような改造なのか、具体的な改修工事計画を伺います。

併せて、最初の施設計画における新校舎増築工事、RC造、総事業費4億5,000万円が軽量鉄骨造2億5,200万円に、北・南校舎改修工事費がそれぞれ2億2,000万円が1億1,000万円、1億9,000万円が7,900万円に減額した中、学校統合に伴う既存施設の改修、各1億円を除いていますが、統合に伴い、教室の転用、配置替えがある以上、改修工事は必要だと思います。机、椅子等の備品等を含めて、改めて伺います。

一方、小学校統合に伴い、トイレ改修、空調設置の大規模改造という中、中学校についても当然、同様だと思います。中学校について考えをお聞きします。

併せて、中学校校舎も小学校校舎も老朽化の懸念はあります。肝心なのは、将来的に小学校が中学校の位置に移転するのかを含めて、将来構想をはっきり示すこと、当然のことです。教育委員会の見解を伺います。

幼稚園について、改めて確認を含めて伺います。

幼稚園の統合については、小学校統合と同じく平成32年度に笹川幼稚園に統合と理解しますが、その場合、施設の改修等は必要ないのか。併せて、2、3年保育の課題に関しては、1年間の幼稚園型認定こども園として、幼稚園教育を行っていくという中、具体的な考えを伺います。

少子化地域では、幼児期の学校教育と保護者の就労等に対応した保育を一体的に提供出来る「幼保連携型認定こども園」以外の選択肢はないと考えます。問題の先送りにすぎません。

次に、放課後児童クラブについて伺います。

8月の全員協議会において、東庄町子ども・子育て会議の放課後児童クラブの運営に関する提言について説明があった中、放課後児童クラブ（学童保育）は親が就労で家にいない家庭などの児童を親に代わって子供たちを見守ってくれているかけがえのない生活の場であり、今では働く母親が増え、夫婦共働きの家庭で、親が仕事で留守の家も珍しくありません。放課後を楽しく、安全に過ごせる小学生の居場所、このような場所があることで、親も安心して働くことが出来ます。働く保護者にとっては、安心して放課後にも我が子を預かってくれる放課後児童クラブの充実という要請は益々高まっていくと思われれます。行政の認識を伺います。

併せて、学童保育は働く母親が増え、共働きやひとり親の家庭など、核家族化が進展する中で、保護者のニーズに合っていないの指摘もあります。学童保育全体の質の底上げも課題と言えます。町においても、学区を超えていたりなど、課題もありますが、子ども・子育て支援制度で市区町村は地域のニーズに応じて整備する責任を明確にしたところです。子供たちが安心して伸び伸びと過ごせる放課後の子供を守っていく環境が充実していなければ、安心して産み、育てる社会にはなりません。行政の姿勢が問われます。行政の認識を併せて伺います。

現在、放課後児童クラブは、町内2ヶ所で実施されています。笹川小学校区児童を対象に笹川小学校内で笹川中央保育園に委託し、運営する「ゆめゆめクラブ」と神代・橋・石出・東城、各小学校区の児童を対象に東庄町公民館東城分館で橋保育園に委託し、運営する「すぎのこクラブ」の2ヶ所で運営され、「すぎのこクラブ」の利用にあたっては、各小学校まで迎えのバスを運行しているという中、現在の利用状況、利用児童数、利用料金等を含めて、現在の運営状況について伺います。

東庄町立小学校統合計画において、平成32年度に現笹川小学校の位置に町内5小学校が統合されることに伴い、笹川小学校で運営する「ゆめゆめクラブ」は、空き教室がないという中、提言を受けるまでもなく、実施は困難です。提言では、統合に伴い、笹川小学校の敷地内に適正な規模の施設を整備し、1ヶ所で運営すること、小学校校舎と別に整備することが望ましいとしているところですが、行政の方針を伺います。

併せて、その場合、笹川小学校の敷地内のどの位置にどのような施設になるのか、財政負担を含めて行政の方針を伺います。

学童保育は、小学校区が原則であり、小学校の敷地内に整備することが望ましいとは思いますが、統合により廃校となる校舎等の利活用も考えられます。将来的に笹川小学校の位置で小学校が存続するのか、重要な判断根拠ともなります。行政の見解を改めて伺います。

小学校統合の放課後児童クラブの運営形態については、現在、笹川中央保育園、橘保育園がそれぞれ運営している状況の中、1ヶ所にすることにより、難しい面があるとは思いますが、民間委託が望ましいと思いますが、課題と併せて行政の考えを伺います。

一方、提言では放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携により、放課後対策の推進についても述べられています。文部科学省所管の放課後子ども教室は、全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室、校庭等を活用し、安全・安心な子供の活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、子供たちに勉強やスポーツ、文化の体験、地域住民との交流、学習や体験活動の場、子供たちが地域社会の中で、心豊かで、健やかに育まれる環境づくりを推進する目的という中、二つを連携させる放課後子どもプランも始まっていますが、行政の見解を伺います。

次に、今後の財政運営と地方公会計制度について伺います。

財政運営について伺います。

平成27年度における決算状況において、一般財源では地方税が14億3,241万円(25.4%)、地方交付税が7億9,900万円(31.9%)、歳出では義務的経費が19億5,903万円(38.3%)、投資的経費が8億5,574万円(16.7%)で、実質収支額4億4,890万円で、財政力指数0.46、経常収支比率85.7%、財政調整基金14億486万円、地方債残高35億45

8万円という状況の中、経常一般財源は、自治体財政運営の基本となる財源ですが、横ばいの状況が続いています。財政調整基金は、新規積立により増加となっており、地方債残高も新規借り入れの抑制により、減少を続けており、健全化判断比率においても、実質公債費比率2%、将来負担比率0.6%と、平成29年度決算における実質公債費比率14.6%、将来負担比率112.9%と大きく改善されており、資金繰りと償還能力の2点からも健全な財政運営が行われていると言えますが、財政力指数は0.517から0.46に低下しています。地方債においても、普通債は減少していますが、臨時財政対策債は着実に増加しております。認識を伺い、今後の財政運営について、併せて伺います。

今後の財政運営については、人口減少、少子高齢化の影響により、収入は増えないのに、社会保障の経費などが増加し、財政構造の変化の他にも社会的資本の更新時期など、警戒すべき要因があります。

地方自治体は、健全な財政運営に努めなければならないことが地方財政法第2条に規定されています。ここで健全な財政運営と収支均衡の確保、自主性の確保、財政構造の弾力化などが要請されています。財政運営は、小規模で財政力のない団体ほど厳しいと言えます。今後も厳しい状況は続くことが予想されます。財政基盤の強化に努め、計画的、効率的、効果的な財政運営に努める必要があります。財政当局の認識を伺います。

併せて、東庄町過疎地域自立促進計画(案)によると、起債事業として平成29年度から平成32年度まで、各年度、約4億から6億円、起債総額約20億円、うち過疎債約19億円、計上している中、平成32年度末における地方債残高について普通債、臨時財政対策債の元利償還金の見込み額について、財政調整基金と併せて伺います。

一方、将来的にも公共施設等総合管理計画に伴う公共施設の更新、大規模改修等もあります。10年先、20年先の中長期的な見通しを示す必要があります。併せて財政当局の見解を伺います。

地方公会計制度について伺います。

基準モデル、または「総務省方式改定モデル」によって、財務書類を作成することを求められた平成18年以降、地方公会計制度は大きく改革されようとしており、統一的な会計基準による地方公会計の整備が進められています。地方公共団体の会

計は、予算の議決を経て、議会による民主的統制のもとに置かれていますが、地方公共団体の厳しい財政状況の中で、住民に対する説明責任を果たし、財政の透明性を高め、財政の効率化、適正化を図る必要があります。現金主義・単式簿記による予算・決算制度に加えて、発生主義を採用することで、現金主義では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報の把握が可能となり、複式簿記を採用することで、ストック情報の一覧的把握が可能となります。地方公会計の整備については、平成26年度に統一的な基準が示され、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を整備するよう、全ての都道府県、市区町村等に要請されました。財政当局の認識と取り組みについて伺います。

統一的な基準による財務書類等を作成する平成30年3月末までに作成しなければなりません。作成しなければならない財務書類は、一般会計等、全体、連結の3種類の財務書類ですが、予算編成時に積極的に活用することが期待されます。

公共施設等総合管理計画の老朽化対策にも活用可能であり、地方公会計で最も重要性の高い基準が固定資産の評価であり、固定資産台帳の整備について伺います。

併せて、財務書類を用いてフローデータだけでなく、ストックデータを用いて、多角的な分析をすることによって、公会計が行財政運営における財政健全化に資することが可能となり、財政運営の適正性や合理性を問うことが可能となります。地方公共団体は、行政活動に関わる経済性・効率性を実現し、財務書類を活用して、経済性・効率性・有効性を評価し、実現する行財政運営に努めることが求められます。行政の認識を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、城之内議員の質問事項、今後の行財政運営における課題についての質問要旨1、東庄町過疎地域自立促進計画についてお答えをいたします。

初めに、当町が過疎地域市町村に指定されたことに関してですが、平成29年4月1日、過疎地域自立促進特別措置法の改正により、東庄町が新たに該当となりました。これは平成2年の国勢調査人口と平成27年の国勢調査人口の減少率が21.

3%であったことが指定の要件に該当したものでございます。

当町の人口減少の状況については、昭和40年代の人口減少から昭和50年代の住宅団地造成による増加を経て、その後、現在の減少に至っております。過疎地域市町村に該当したことについては、マイナスのイメージを持たれる方もいるかと思われませんが、ご案内のように、国の財政面での特別な支援を受けることにより、今まで以上に住民のためのまちづくりが実現出来るものと考えております。

次に、過疎地域自立促進計画策定の基本的方針についてお答えをいたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条により、市町村は過疎地域自立促進方針に基づき、市町村計画を策定することが出来るとされております。当町の計画策定においても、町担当課や県担当課と協議を行い、今回の計画を策定したものであります。

また、第6次東庄町総合計画との関連等についてでございますが、総合計画は、町が策定する各種計画の上位計画と位置づけられておりますので、過疎地域自立促進計画も総合計画に沿ったものとなっております。

過疎対策事業債の起債の基本的方針についてのご質問がございました。過疎対策事業債につきましては、先程議員のご質問にありまして、交付税措置が70%と非常に有利な起債でありますので、積極的に活用していきたいと考えております。本年度のハード分につきましては、小中学校の校舎整備、給食センター整備について発行を予定しております。翌年度以降は教育施設の整備、スクールバスの購入、道路整備を中心として発行を予定しております。また、ソフト分につきましては、町として力を入れております福祉の分野に当てていきたいと考えております。具体的には子ども医療費の助成、外出支援バスの運行、健康診断、予防接種などとなります。

なお、過疎対策事業債を利用した基金の積立については、現段階では考えておりません。

過疎対策事業債の発行限度額のご質問でございます。

ハード分につきましては、限度額の明確な提示はありませんので、全国の市町村のこれまでの例によって、ある程度の目安をつけているところでございます。また、ソフト分につきましては、計算上3,500万円となりますが、特例としまして、他の自治体の希望状況によりますが、限度額の2倍まで借り入れが可能となる場合がございます。ハード分、ソフト分共に町の希望の全額が発行出来るわけではなく、

国の枠を都道府県に振り分けまして、更に千葉県が県内7町村に振り分けることとなります。従って、他の過疎自治体の状況により、金額が変動することになります。

以上で要旨1についての答弁を終わります。

議長（土屋 進君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、今後の行財政運営における課題について、質問要旨2、小学校統合及び学校教育施設についてお答えさせていただきます。

まず、教室数ですが、当初計画では、現在の笹川小学校の教室を活用しまして、平成32年度に東庄小学校としてスタートするためには、20教室が必要であり、現在の笹川小学校からの不足分の普通教室3教室を増築することで説明を行ってまいりました。しかしながら、今までは、1、2年生のみが35人学級編制であり、3年生から6年生は38人学級編制であったものが、平成29年4月から、千葉県において学級編制基準の変更により、3年生まで35人編制学級となりました。そのため、当初のご説明では、平成32年度の統合小学校スタート時には、3年生が2クラスとカウントしていたものが、3クラス必要となってきたことにより、東庄小学校スタート時には1年生から6年生まで、全て3クラスの普通教室、18クラスと特別支援学級3クラスの、実質21教室が必要となりました。

今年の2月議会・全員協議会でお示した計画から1教室増えた対応としましては、隣接する教材室を改修し、普通教室として活用する計画で、これにより、普通教室は北校舎の2階に二つの学年が入り、6教室となる以外は、各校舎の各階に1学年ずつ、3クラスの普通教室を配置するようになります。増築校舎2階には相談室を計画していましたが、その部屋を教材室として活用しようと考えております。

続きまして、校舎の増築工事ですが、笹川小学校西側の現体育倉庫と道具倉庫を取り壊し、その位置に増築校舎を建設することで、現在、設計を行っております。その結果を受けまして、11月中には新增築校舎工事の入札を執行する計画で進行中です。取り壊される体育倉庫等に関しましては、新しい体育倉庫を南西側の線路沿いに早急に建設する予定です。

平成30年度以降に関しましては、昨年の文教福祉常任委員会協議会におきましてご説明した計画からの変更としまして、既存校舎に対する屋根や外壁といった大

規模改修は行わないため、それぞれ1億円ほど減額となっています。平成30年度には、北校舎のトイレの改修6ヶ所、校内LAN・空調設備24教室、平成31年度は、南校舎のトイレの改修4ヶ所、校内LAN・空調施設としまして14教室の整備を計画しているところです。

また、既存の校舎、教室の状況を見て、新增築校舎を活用しながら、随時、統合小学校に向けて子供たちのより良い学習環境を整えるため、各教室の改修を行っていきたいと考えています。

また、統合小学校増築校舎建設にあたり、当初、合併浄化槽の新設を予定していましたが、申請先の香取土木事務所と協議した結果、合併浄化槽の新設は不要との回答を得ましたので、その予算を体育倉庫の建設や備品等の整備に当てたいと考えております。

中学校についても、普通教室棟については、耐震工事と大規模改修等は終わっていますが、老朽化は否めませんので、計画的に改修工事等を行っていきたいと考えております。

また、音楽室や美術室にある特別教室棟は、大規模改修等を行っておらず、老朽化は著しいため、建て替えを含めた改修工事等も計画的に検討していかなければならないと考えています。

将来構想としましては、平成32年度から統合してスタートする東庄小学校の北校舎、南校舎、今年度完成予定の新增築校舎と東庄中学校の普通教室棟等におきましては、平成50年ごろには同時期に耐用年数を迎えることとなり、全ての施設について見直しが必要となります。

その前には、その時代の社会情勢、地域の状況を視野に入れながら、小中一貫校を含めた新しい東庄町の教育環境を総合的かつ計画的に検討することが必要であると考えます。

最後に、幼稚園の統合問題ですが、教育委員会としましては、小学校の統合に併せ、現在、2園ある幼稚園を平成32年度の小学校の統合に併せ1園に統合したい考えであります。今年の3月議会におきまして、教育長が答弁したとおり、幼稚園については集団生活を通して学び、様々なことを身につけた上で小学校教育を受けるという就学前教育という観点では、非常に重要です。

また、幼稚園と小学校の連携強化を図り、幼稚園での心の教育をより一層進め、

幼稚園と小学校教育の連続性を高めていくことは、子供たちにとっては非常に重要なことであり、そのような中で、議員のおっしゃるとおり、1年間の幼稚園型認定こども園は、保育時間等の関係で幼稚園に通わせたくても通わせられないといった保護者のニーズにも対応した非常に有効な策であると考えます。

ただ、近隣の市町におきましては、幼稚園も保育園も市営、町営等であることから、認定こども園等の整備が順調に進められておりますが、東庄町においては、保育園が民間であり、幼稚園が官であることがネックとなり、なかなか進まない状況にありました。そのような中で、教育委員会としましては、今後、設置要件等を十分精査した中で、町内3園の各保育園とも慎重に協議を行いながら、幼稚園型認定こども園の整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。今後とも小学校統合関係や教育施設の整備方針、進捗状況等、その都度、機会を設けまして、議員の皆様、町民の皆様には情報を発信してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育委員会の答弁としては、以上です。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項、今後の行財政運営における課題について、質問要旨3番目の放課後児童クラブについて、お答えをいたします。

議員がおっしゃるように、放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間、家庭にいない児童に、小学校の授業が終了した放課後、適切な遊び場及び生活の場として重要であると認識をしております。平成32年度から町内の五つの小学校が東庄町立東庄小学校として、現笹川小学校の位置に統合されることに伴い、昨年度から、東庄町子ども・子育て会議において、放課後児童クラブの運営等について検討がなされ、本年7月13日に東庄町子ども・子育て会議会長より、東庄町長に放課後児童クラブの運営に関する提言書が提出されました。内容につきましては、8月10日開催の議会・全員協議会においてお示ししたとおりであり、現在、2ヶ所で運営されている放課後児童クラブについて、小学校統合後は、統合後の学校の敷地内に適正な規模の施設を整備し、1ヶ所で運営することが望ましいとされており、町としましても、統合後の小学校の敷地内に放課後児童クラブを整備し、1ヶ所で運営

する方向で検討をしております。

現在の放課後児童クラブについては、笹川小学校内で笹川中央保育園が運営する「ゆめゆめクラブ」、公民館東城分館で橘保育園が運営する「すぎのこクラブ」とも各1教室、定員はそれぞれ40名となっております。

利用者数は、月平均で、1日あたり、「ゆめゆめクラブ」が35人、「すぎのこクラブ」が38人で、多い時は両クラブとも50人を超えております。

登録者数は、「ゆめゆめクラブ」が104人、「すぎのこクラブ」が99人で、合計203人となっております。

なお、放課後児童クラブの対象者は、小学校1年生から6年生の児童となります。

開所時間ですが、平日が、両クラブとも放課後から午後7時まで。土曜日、長期休業時は、「ゆめゆめクラブ」が午前7時から午後7時まで、「すぎのこクラブ」が午前8時から午後7時までとなっており、日曜、祝祭日、年末年始は休みとなります。

料金については、両クラブとも週3日以上での定期利用で、1時間あたり160円、定期利用以外は1時間あたり180円となっております。

今後、整備する施設については、現在の利用状況から3教室、定員120名程度を検討をまいりたいと考えております。

また、位置については、教育委員会と協議して早期に確定したいと考えております。

財源については、子ども・子育て支援整備交付金を活用し、学校敷地内に整備する場合は、基準額が1教室あたり4,992万8,000円で、負担割合は国、県、町とも3分の1ずつとなっており、学校敷地外に整備するよりも基準額が2倍となっております。

なお、料金・開所時間等についても、現在と同様とする予定であります。

運営についても、現在同様に委託を考えており、平成30年度中に委託先を決定したいと考えております。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携による放課後対策の推進については、放課後児童クラブが厚生労働省、放課後子ども教室が文部科学省の所管であることから、また、地域の協力者等が必要となることから、今後、町と教育委員会で協力しながら検討をまいりたいと存じます。

要旨3点目、放課後児童クラブについての答弁を以上で終わります。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

次に、質問要旨4、今後の財政運営と地方公会計制度についてのご質問にお答えをいたします。

財政力指数につきましては、平成19年度をピークに下降し、平成28年度が0.46となっております。主な要因は、基準財政需要額の増加によるものでございます。

また、臨時財政対策債ですが、平成13年度より発行しておりまして、現在までの総借入額は30億8,330万円、平成28年度末の元金の残高が19億9,195万円となっております。借り入れの抑制を行い、平成23年度末の21億5,539万円をピークに徐々に減少しております。

また、平成32年度末における財政状況の見込みにつきまして、地方債残高から申し上げます。

平成28年度末の一般会計の地方債残高が32億7,777万円ですので、ご質問のとおり、起債額を20億円と想定しますと、現在の元金償還額、1年あたりおよそ4億円でございますので、単純計算で約37億円と計算されます。しかしながら、各事業の事業費や臨時財政対策債の発行額により変動が見込まれます。

また、臨時財政対策債の償還額は、1年あたり2億1,000万円程度となります。過疎対策事業債を発行しても地方債残高が極端に高くないように、出来る限り臨時財政対策債の発行の抑制をしていくべきだと考えております。なお、財政調整基金につきましては、現在15億円となっております。今後はこの金額を維持出来るよう、財政運営に努めるところとしております。

次に、中長期的な財政の見通しについてのご質問がございました。東庄町公共施設等総合管理計画によりまして、平成45年度以降、多額の更新費等が必要になってまいります。更新時期の到来に備え、公共施設整備基金等に積立を行っていき、必要な時には基金を取り崩しながら対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、地方公会計制度でございますが、統一的な基準による財務書類等を原則と

して平成29年度までに作成するよう、総務省より要請をされております。当町でも今年度中に統一基準の財務書類を作成出来るよう、準備を行っているところでございます。固定資産台帳につきましては、平成27年度末までの台帳整備が昨年完成しておりまして、平成28年度分について更新を行っていくところでございます。

今後は、財務書類、固定資産台帳を作成するだけでなく活用しながら、効率の良い財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

いろいろありますけれども、過疎地域指定については、イメージが悪いとか、そういう問題ではないと思うんですよね。それだけ指定されるほど、人口を減らしてしまったというか、その部分が重要になると思います。確かに過疎債を使えるとかという部分はありますけれども、その過疎債にしても、やはり指定されなければ、学校施設等の教育等の地方債で60%措置されるわけですから、充当率は100%ではなくて90%、いろいろな面がありますけれども、過疎地域指定ということは、それだけ人口を減らして、過疎地域になってしまったということで、印象が悪いだけではなくて、それになってしまっているということが一番問題だとは思いますが。その中で、過疎債を利用して、活用して、これからはという部分はありますけれども、やはり過疎債にしても交付税措置70%、負担30%は残るわけですから、それだからこれもやる、これもやるではなくて、やはり十分にこれは計画的にやる必要もあります。

今回の過疎法は時限立法ということで、32年度末ということで、今まで計画していた学校施設、道路を含めて、それを当てただけという部分がありますから、期間がないということで、これは仕方がないと思います、当然やるべきことなんですけれども、ただそれにしても、その後、公共施設等を考えた時に10年先、20年先、更新の時期が来るわけですから、その中でも財源が足りない部分があるわけですから、やはり計画的に進める必要はあると思います。

それと財調に関しても、今年度末約15億と言っていますけれども、ただその中で、過疎債とか地方債を発行するだけではなくて、財調の取り崩しも考えていく必

要があるのではないかと思います。公共施設整備基金が今のところはないわけですから、それを使えるあればいいですけども、財調を使えばそれでいいと思うんですけども、ただ財調に関しては、積みます、積みますだけではなくて、それを取り崩す方法もあると思います。地方債を発行するのか財調を取り崩すのか、その辺は財政当局として十分に考えていただきたいと思います。

ただ、財調に関しては15億円、これは印象はいいですけど、ただこの東庄町の標準財政規模とか、その面からいうと、やはり15億円は適当というか、そこまで必要なのか、やはり7億、8億円ぐらいだったら十分じゃないかという部分もあります。ただ、公共施設とか建物にそれを取り崩しても使えますから、これは確かに便利です。だから、その辺を十分に考えて、地方債、財調、いろいろ計画的、効率的な部分でやってもらいたいと思います。

ただ、過疎法に関しては、過疎地域に指定されたことがかなり、私自身は問題だと思います。メリットでも何でもないし、ただ過疎法に関しては、過疎債とか、国からの支援、優遇されなければならないほどの過疎地域になってしまったとも言えるわけであって、過疎地域に指定されたことによって優遇される、支援を受けられることによって、その過疎を克服するためとか、そのため、一番重要なのは地域医療とか、子育て支援とか、地域包括システムとか、学校も教育も含めて、将来的に住民が安心して子育て主体の世代もこの町に住み続ける、そのためのソフト部分の方は、ハードが主的な部分はありましたけれども、ソフト部分が重要にはなると思うんですけども、その辺も十分に行政として考えていってもらいたいと思います。

それとあと、小学校統合に関する1教室が足りないという中で、3年生については77ということで、これは当然3教室必要と。ただ、その中で1教室足りなくなった。これは仕方がないことだと思いますけれども、その中で、2教室足りなくなった時に、他の教室とか何とかを活用するとかしないで、増設というか、増築をしたわけですから、やはり今回も足りなくなったら増築するのが当然かなという部分もありますけれども、なぜ増築じゃないのかという疑問はあります。

それと教室の転用についても、統合計画の1年以上ちょっと前から施設計画、それからその後がまた施設計画の変更、その中で、教室の転用、配置替えについてはずっと変わってきているわけです。教材室についても、もともと教材室がなかった。今の既存の小学校には教材室はないわけですね。視聴覚室。最初の計画では視聴

覚室をそのまま残してあって、また次の施設計画の中でそれを教材室に変える。視聴覚室は音楽室を整備するという中で、その機能は果たせるとは思いますが、ただ、教材室がなかったものをあえてそこにするという事は、教材室が当然必要という議論も成り立つわけですから、ただ、それはそれとして、そういう計画なんでしょうけれども、その中でやはり、あれだけ変わってきている部分ですから、統合後、教室の配置とか、その部分を含めて、計画を改めて教育委員会として示す必要があると思います。これは示してもらいたいと思います。まずその説明も十分に必要だとは思いますが。

それと南校舎、北校舎の改修に関しては、初めにその改修工事があったわけで、金額を変えてきた中で、RC造から軽量鉄骨とか、その部分、それに伴って、北・南校舎の1億円既存施設の改修を省いているわけですよ。やはり配置替えとか転用があるわけですから、校舎の改修とか、その部分がないということはありませんよね。課長、答弁があったように、増築した校舎を活用して、北・南校舎、随時改修していきますという部分はありますけれども、そうすると、やはり改修があるんじゃないですかという部分で、その施設計画をやった時の1億円、1億円を省いたのは、ただ金額を下げたかったため、金額を下げるため、今だけとも言えるのであって、これは悪く言えばごまかしの弁も感じられます、これは。やはりそれはそれで、では1億円全部省くのではなくて、改修のこういう部分はやらないから5,000万円とか、3,000万円とか、半額にするとかというあれを取るべきだったんじゃないかとは思いますが。

それとトイレ、それから空調設置に関しては、統合と同時に、それはそれで子供たちの教育環境ですからいいでしょうけれども、ただ、その計画の中で出ているのが、トイレ改修、空調設備、1億円とか7,000万円とか、それだけしか出てないわけですよ。空調に1ヶ所200万円とか。そうではなくて、やはりこういう感じにトイレは改造するんだと、空調はこういう感じにするんだと、その説明を含めて改めてこれは説明する必要もあると思います。

ただ、そのトイレと空調に関しても、これは小学校につける、それは子供たちの教育環境を考えれば、それはそれでという部分はありますけれども、その場合、中学生も当然同じだと思うんですよ。同時にやるべきじゃないんでしょうか、それならば。小学生と中学生の区別はないですから、これはそれならば中学校も当然だと

思います。この点に関しては、教育委員会の見解を伺います。

それとあと幼稚園、やはり1年間の幼稚園型認定保育園ということで、2、3年保育とか、幼保連携型認定こども園の、将来的にはそれがあまり考えていないという部分だと思いますけれども、理解しますけれども、当然、その幼稚園に統合に関しては、小学校統合と同じく32年度に笹川小学校、これはそれだと思います。ただその場合、もう決まっているんだったら早く発表すべきではないんですか。いきなり来年からやりますとかなんとかじゃなくて、それだと思います。

それと1年間の幼稚園型認定こども園ということだと、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園、そのまま存続するわけであって、やはりこれは2形態というか、学校教育法に基づく幼稚園と、保育園の幼稚園、2形態の幼稚園が存続するというところで、幼保連携型認定こども園とはまた違うという部分。

課長の言われたように、幼稚園は公立、保育園は民営。確かに難しいのはわかりますけれども、やはり将来的な部分を含めて、保育園側とも十分に話し合う必要、腹割って話し合う必要があると思います。

1年間の保育を延長するという部分がありますけれども、保育時間を延長したからといって、今の就園率が、半分を切っている就園率が大きく改善されるとは、これは思いません。やはり3年保育の課題の方が大きいと思います、保護者にとっては。その辺を含めて十分に保育園側とも検討してもらいたいと思います。

それと放課後児童クラブに関しては、提言を受けるまでもなく、もう統合で空き教室がないわけですから、出来ないと当然です、これ。もっと早くやっておくべきであって、もう2年後ということだから、それで施設を建てる云々だと、やはり時間的にもかなり厳しくなると思います。

それと提言を受けて、町の方針として笹川小学校の位置に新たな施設をということで、それはそれで当然学童保育ですから、小学校区単位が原則ですから、小学校の敷地内に別の施設、これは望ましいとは思いますが、その中でやはり統合があるわけですから、廃校になる学校がある、施設を建ててまでという部分、財政負担を考えると、それを利用するという方法もあると思います。

現に、笹川を除いた各小学校区は他でやっているわけですから、それは十分に検討する必要があります。ただし、笹川小学校の位置に新たな施設、これは個人的には、それはそれでいいと思う、その方が望ましいと思います。ただ、その場合に、

やはり新たな施設を作るということで、作るということでしょうから、提言の説明だけであったんですけれども、もう町の方針としては新たな施設を作る。学校、笹川小学校の敷地内というより、もう場所も限られていますよね。1ヶ所ぐらいしかありません。要するに、ありません。

それと提言を受けて検討するとか言っていますけれども、過疎事業計画で放課後児童クラブ建設事業で1億6,000云々を計上しています。案では。もう町としては計画しているということで、その辺も含めて、やはり十分に説明していく必要があります。計画しています。

それとあと放課後児童クラブ、放課後子ども教室、その連携に関しては、やはり放課後子ども教室、これは個人的には放課後子ども教室の方がいいと思います。学童保育よりは。料金も無料、原則無料的な部分もありますし、ただ、その運営委員会の設置とか、学習支援アドバイザーとか、その確保、かなり難しいと思うんですけれども、それは将来的に町としても十分に考えたもので、個人的には、基本的には、放課後子ども教室の方がずっといいとは思いますが。運営を含めて、難しい課題は確かに、まず一番はボランティアのというか、学習アドバイザーとか、そういう部分だと思いますが、その辺は十分に検討してもらいたいと思います。

それとあと今後の財政運営と地方公会計。やはり今後の財政運営はかなり厳しいと思います。この過疎法の過疎債云々じゃなくて、それからの10年後あたりぐらいからかなり厳しくなると。公共施設等の管理計画からいっても、かなり厳しくなる。今、確かにいいです。ただ、実質公債費比率でもあれだけ下がっているところは確かにいいです。それは地方債と財調が増えれば、当然計算式から言っても、その部分でもかなり改善されるわけであって、20億円ぐらい19年度から減らしてきているけれども、また4年間で20億円やるわけですから、それも普通債、臨財債が増える分には、元利償還金が分子、分母から引いているわけだから、全然健全化判断比率においては影響を受けません。ただ普通債に関しては、やはり元利償還金の70%ということで、30%分は健全化判断比率においても受けるわけであって、これもかなり悪化は予想されます。その辺も含めて、将来的な財政見通しを示して、地方公会計制度の改革についても、健全化法においても、財政の効率性、効果性、計画性、それを求めているわけであって、厳しい財政状況だからそれを求めているのであって、ただ、その地方公会計制度についても、予算とか決算とか、こ

れは議会を含めて、それを十分に審議して、精査して、それに活用するのを期待しているわけだから、やはりそれは行政としても十分にやってもらいたいと思います。

それと地方公会計制度にしても、そのためには、やはり職員の育成、研修、これは重要だと思います。システムの整備の他に、その辺を含めて、十分に対応してもらいたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、城之内議員の2回目の質問について、私の方からお答えさせていただきます。

まず、小学校の統合について、施設について、トイレ、空調の話から教室の配置というようなご質問がございましたが、教室の配置につきましては、現在、計画している中で、より良い形で、子供たちが一番使いやすい形でということを考えて計画をさせていただきます。その関係で、3年生が一クラス増えるということで、その隣が教材室でございました。一つの学年が一つのフロアになるようにした方が学習の状況としましても大変いい状況であるということから、前回の時に教材室をその3年生の、もう一クラス増える場合の教室にしたいということで述べさせていただきました。

教材室につきましては、先程課長の説明がありましたように、新しい校舎の2階の方に相談室という形で設けてあります。そこを教材室に使うことは出来ないかということで、検討をし、それが一番いい形ではないかということで、今回示させていただきました。

その他、トイレの修理、空調につきましては、トイレは今現在、ウエット式になっておりますので、これをドライ方式にしたいということ等がございますが、これにつきましては、今後の改修の設計等をこの後、行いますので、そしてはっきりした金額等が出てまいりますので、そこでまた示させていただきたいと、このように考えております。

あと中学校のトイレ、空調についてでございますが、中学校のトイレは、現在、私がそこへ行く前ですから、平成25年より前に教室、通常教室の方はドライ方式

になっております。現在、トイレは音楽室、美術室、特別支援学級があるところだけがドライ方式になっておらず、あそこは改築しておりませんので、古い形のままだになっておりますので、先程課長の方で説明しましたように、その部分につきましては、この後、検討していかなければならないというふうに考えております。

最後、幼稚園につきましてでございますが、幼稚園については、32年ということで、これまで情報を集めてまいりました。認定こども園をやっている、先進的に行っているところ等に行きまして、情報を集めてまいりましたが、実際に県との協議はまだ行っておりません。ただ、幼稚園型の認定こども園は出来るだろうというふうに、これまでの情報の中では思っておりますが、どこまで今の幼稚園を改築しなければならないかということについては、この後、県との協議になりますので、その辺がわかりましたらお知らせしたいと、このように考えております。

それと、先程課長の方の説明でもございましたが、幼稚園と保育園の関係でございますが、本町は官が幼稚園、民が保育園ということでございます。このような状況の中で、どのようにしていくことがいいのかということで、教育委員会として、これまで5園が2園でしたか、そこになる時に、いろいろ保育園との話し合い等がございましたので、それを参考にしながら、現在、お話ししてありますように、1年間の幼稚園型のこども園ということで、示しているところでございます。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

私の方から、過疎地域自立促進計画の関係と財政運営の関係と、お答えをさせていただきます。

まず、財調の取り崩しの件でございます。財調の取り崩しは、適正な財政運営をしていく上で必要に応じて取り崩しをしてまいりたいと思います。

一方で、公共施設整備基金への積立、あるいは減債基金への積立について、積極的に行っていきたいと、このように考えております。

それから、ソフト分が大事ではないかというご指摘を頂戴いたしました。そのとおりでございます。過疎債を活用してハードを整備する一方で、一般財源を確保し、そしてソフト部門の充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

では、放課後児童クラブの関係についてお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、早目に示すべきだったと思っております。今後につきまして、位置等を含めまして、決まり次第、議員各位には早目に示していきたいと思っております。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

時間もあれですから、ただ、過疎法でそれだけ優遇されているとはいえ、地方債に対しては、やはり十分に気をつけていてもらいたい。

国の支援策であって、優遇策であって、ただ国の支援策、優遇策に乗ってハード部分をやると負担だけしか残らない、地方にとっては負担だけしか残らないという、これまでの全て、そういう傾向にあるとも言えるわけですから、それは地方債に関しては十分に、財政運営に関してはやはり計画的に進めていてもらいたいと思います。

それと幼稚園、学校を含めて、やはり子供たちの教育ですから、町の将来を担う子供たちの教育ですから、難しい面はわかりますけれども、十分に保護者、町民に知らせると共に、幼稚園に関しても、保育園に関しても、十分に保育園側とも協議して、良い環境を作ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

議長（土屋 進君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時15分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

ここで選挙管理委員会委員及び補充員の指名表を配布するため、暫時休憩します。そのまましばらくお待ちください。指名表の配布をお願いします。

(午後 1時16分 休憩)

(午後 1時17分 再開)

議長(土屋 進君)

会議を再開します。

初めに、選挙管理委員会委員を指名します。東庄町平山1116番地、石毛清君。東庄町笹川い2112番地、山本牧夫君。東庄町石出1623番地、平山誠治君。東庄町栗野1430番地、鎌形恒君。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました石毛清君、山本牧夫君、平山誠治君、鎌形恒君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選しました。

続いて、補充員を指名します。なお、指名は補充員の順番により指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

指名します。第1順位、東庄町小南1900番地1、北見忠昭君。第2順位、東庄町大久保598番地、堀江博君。第3順位、東庄町笹川い5550番地、林正憲君。第4順位、東庄町羽計1628番地1、高木健君。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました第1順位、北見忠昭君、第2順位、堀江博君、第3順位、林正憲君、第4順位、高木健君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選しました。

日程第7、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第8、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、諮問第2号及び第3号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

この度、石毛正明氏及び渡邊昌代氏の2名が平成29年12月31日をもって任期満了となることから、新たに2名の方を候補者として推薦するものでございます。

諮問第2号の石毛一典氏は、東庄町鹿野戸にお住まいで、昭和29年10月14日生まれでございます。昭和60年1月に千葉県公立小学校に教諭として奉職され、平成27年3月で定年退職をされました。

諮問第3号の高橋俊光氏は、東庄町平山にお住まいで、昭和30年5月25日生まれでございます。昭和54年4月に小見川町役場に奉職をされ、市町村合併によりまして、香取市職員となり、平成28年3月で定年退職をされております。

お二人とも大変誠実、また温厚な方で、社会に貢献しようとする意欲旺盛な方でございます。皆様方のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第2号及び第3号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第3号は適任と答申することに決定しました。

日程第9、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第1号、教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

この度、小林衛治教育委員が9月30日で任期満了となるため、引き続き委員として任命したく、提案させていただいた次第でございます。適任者であると考え、再任いたしたく、提案をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

提案理由の説明が終わりました。ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第1号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいま提案をされました承認第5号、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年5月12日に公布され、6月15日から施行されることに伴いまして、平成29年6月議会においてご承認をいただきました町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じました。

急を要するため、6月15日に専決処分をいたしました。地方自治法第179条第3項の規定によりまして、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

ただいま、町長の提案理由にもございましたが、都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年5月12日に公布され、平成29年6月15日から施行されることに伴い、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じたため、6月15日、専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

議案書7ページ及び参考資料の1ページをご覧くださいと思います。

今回の、町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

これは、緑地保全・緑化推進法人が、市民緑地を設置・管理する場合に、その用に供する土地に係る固定資産税に対して、設置後3年度分に限り、土地の課税標準を3分の2とすることを定めるものであります。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第5号は承認することに決定しました。

日程第11、議案第21号、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは議案第21号、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

千葉縣市町村総合事務組合の共同処理をする事務の変更及び同組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

それでは、共同処理する事務の変更及び規約の改正内容について、ご説明いたします。

議案書 9 ページ及び参考資料その 2 をご覧いただきたいと思います。

本件は、千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正により、県内の全市町村が千葉県町村会へ委託しております軽自動車税に係る新車登録・名義変更・廃車などの申請受付及び、市町村への発送等に関する事務を平成 30 年 4 月 1 日から、千葉県市町村総合事務組合において、新たな共同処理事務として軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付処理を実施するためのものがございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 21 号、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 2 2 号、香取市東庄町病院組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第 2 2 号、香取市東庄町病院組合規約の一部を変更する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

香取市東庄町病院組合の所在地が分筆登記されたことに伴い、同組合規約第 5 条の事務所の位置を改正するため、地方自治法第 2 8 6 条第 2 項の規定により、香取市東庄町病院組合規約の変更について協議したいので、同法第 2 9 0 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長(海上 孝君)

それでは、議案第 2 2 号、香取市東庄町病院組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての内容のご説明を申し上げます。

議案書の 1 1 ページ及び参考資料の 2 ページをお願いいたします。

この度の改正は、平成 7 年の県道拡幅のため香取市南原地新田 4 3 8 番地を分筆したことにより、病院所在地表示が香取市南原地新田 4 3 8 番地 1 になったことから、事務所の位置に関する規定を改正するものでございます。

本来であれば、平成 7 年に医療法施行令第 4 条に規定する病院開設許可事項中一部変更届を千葉県に提出すべきでありましたが、失念しており、今回、新病院建設にかかる県への申請の際に現病院の所在地が登記簿と相違していることが判明したということでもあります。このため、新病院建設工事にあたり、正しい所在地番で県への届け出が必要となることから、香取市東庄町病院組合規約第 5 条に規定されて

いる病院組合の事務所の位置について、香取市南原地新田438番地を香取市南原地新田438番地1に改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号、香取市東庄町病院組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第23号、東庄町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第23号、東庄町過疎地域自立促進計画の策定について提案理由を申し上げます。

本年4月1日、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、東庄町が過疎地域市町村として指定をされました。これは平成27年度国勢調査人口1万4,152人が平成2年国勢調査人口1万7,988人と比較し、減少率が21.3%であったことによるものでございます。千葉県では当町が新たに指定されたことによりまして、7市町が過疎地域市町村となりました。過疎地域市町村は、過疎地域自立促進市町村計画を策定することによって、同法に基づく国の補助や地方債など、財政面で特別な支援が受けられます。計画の策定につきましては、同法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を要するため、今回提案させていただくものでございます。

当町は、人口減少により過疎地域市町村となりましたが、本計画を策定することにより、財政面での特別な支援を受け、今後も住民のためのまちづくりを推進してまいります。ご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第23号、東庄町過疎地域自立促進計画の策定について、内容のご説明を申し上げます。

初めに、計画策定の経緯でございますが、総務省作成要領及び千葉県過疎地域自立促進方針に基づき、町担当課と協議、調整を重ねてまいりました。その他、千葉県市町村会や総務省自治財政局及び自治行政局との打ち合わせを行い、過疎地域自立促進計画（案）については、千葉県と7月28日付で事前協議、8月22日付で正式協議を終了しております。

また、8月2日から8月15日まで2週間、住民の方などを対象にパブリックコメントを実施いたしました。なお、本計画は東庄町総合計画、総合戦略、人口ビジョン、公共施設等総合管理計画及び平成29年度当初予算を基本に作成しております。

また、今後実施が見込まれる全ての事業を網羅し、幅広く計画に計上して対応出

来るように作成しております。

それでは、別冊東庄町過疎地域自立促進計画をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、目次でございますが、1 基本的な事項を述べた後、2 産業の振興から、10 その他地域の自立促進に関し必要な事項まで、項目ごとに地域の自立促進に向けた対策や計画等を述べております。

次に、めくっていただきまして、1 ページをお願いいたします。

1 基本的な事項、(1) 町の概況としまして、ア概要、イ過疎の状況、ウ社会経済的発展の方向の概要について述べております。

次に、(2) 人口及び産業の推移と動向として、ア人口の推移と動向、2 ページでイ産業の推移と動向につきまして、国勢調査や住民基本台帳人口の推移、将来人口の見通しなどを述べております。

次に、7 ページ、(3) 行財政の状況といたしまして、ア行政の状況、イ財政の状況、9 ページに移りまして、ウ施設整備水準について、数字的データ等を踏まえ、述べております。

次に、10 ページから12 ページまでの(4) 地域の自立促進の基本方針ですが、第6次東庄町総合計画を基本に本町の自立促進を図るものとしており、町の将来像や町の政策目標を記載しております。

次に、12 ページの(5) 計画期間では、期間を平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間としているものでございます。これは策定根拠の過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が平成33年3月31日であるため、計画期間を同じくするものでございます。

次に、13 ページでは、(6) 公共施設等総合管理計画との整合について述べております。

次に、14 ページからは、総務省作成要領に示された項目別に現状と問題点、その対策、計画を述べております。

初めに、2 産業の振興については18 ページまで、(1) 現状と問題点、15 ページになりますが、(2) その対策、17 ページになりますが、(3) 事業計画、18 ページ、(4) 公共施設等総合管理計画との整合について、順次述べております。

なお、(3) の事業計画ですが、過疎対策事業債活用の有無の見込みに関わらず、

今後4年間で想定される主な事業を計上しております。

また、ソフト事業のうち過疎対策事業債の活用見込みのある事業につきましては、それぞれの項目に過疎地域自立促進特別事業として計上しております。

以降、大きな項目として、項目10までございますが、同様の構成となっております。

それでは、産業の振興に計上しました事業計画についてご説明いたします。17ページをお願いいたします。

(1)基盤整備の農業では、多面的機能支払交付金事業など4事業。その他、(3)経営近代化施設、(8)観光又はレクリエーション、(9)過疎地域自立促進特別事業では、ソフト事業として創業促進支援補助金など、17事業を計上しております。

続いて、19ページからは、3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、24ページまで述べております。

事業計画については、20ページから記載しており、(1)市町村道では、道路や橋梁などの整備事業を計上しております。

その他に(2)農道、(6)電気通信施設等情報化のための施設、(10)地域間交流、(11)過疎地域自立促進特別事業、(12)その他の各項目において、それぞれ事業を計上しております。

次に、25ページをお願いいたします。

4生活環境の整備について、28ページまで述べております。

事業計画については、27ページから記載しており、(1)水道施設では、上水道、(2)下水処理施設では、合併処理浄化槽設置補助金を、(3)廃棄物処理施設、(4)火葬場、(5)消防施設では、各事業の香取広域市町村圏事務組合負担金などを計上しております。次に、(7)過疎地域自立促進特別事業では、ソフト事業の11事業を計上しております。

次に、29ページをお願いいたします。

5高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、34ページまで述べております。

事業計画については、33ページから記載しておりまして、(5)障害者福祉施設、(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター、(8)過疎地域自

立促進特別事業では、医療費助成事業などのソフト事業、（９）その他では、放課後児童クラブ建設事業を計上しております。

次に、３５ページをお願いいたします。

６医療の確保について述べております。事業計画については、（１）診療施設で病院に対する繰出金、負担金を、（３）過疎地域自立促進特別事業では、医学生奨学金貸付を計上しております。

次に、３６ページをお願いいたします。

７教育の振興については、４０ページまで述べております。

事業計画については、３８ページから記載しており、（１）学校教育関連施設では、小学校、中学校の校舎整備工事、スクールバス購入、給食センター整備事業を計上しております。

次の（４）過疎地域自立促進特別事業では、補助金や教育振興費などのソフト事業を計上しております。

次に、４１ページをお願いいたします。

８地域文化の振興等について述べております。

事業計画については、（２）過疎地域自立促進特別事業として、郷土史研究会補助金などを計上しております。

次に、４２ページをお願いいたします。

９集落の整備について述べております。

事業計画については、（２）過疎地域自立促進特別事業として、結婚相談事業補助金などを計上しております。

次に、４３ページをお願いいたします。

１０その他地域の自立促進に関し必要な事項について、４５ページまで述べております。

事業計画については、４５ページの（１）過疎地域自立促進特別事業で、活性化事業補助金などのソフト事業を計上しております。

なお、４６ページから５０ページにかけては、今までの各項目で計上しました過疎地域自立促進特別事業を一覧として再掲した表となっております。

次に、５０ページの次のページでございますが、参考資料１事業計画（平成２９年度～平成３２年度）これにつきましては、自立促進施策区分ごとに事業名、事業

内容の概算事業費などを記載したもので、資料1の1ページから9ページまでとなっております。

資料1の9ページ、総計では、4年間の事業費を記載しており、平成29年度では28億2,316万3,000円、平成30年度が27億9,130万6,000円、平成31年度が37億3,900万円、平成32年度が28億7,671万4,000円となっております。

次に、参考資料2年度別事業計画では、平成29年度から平成32年度までの各年度において事業の財源内訳を記載した計画となっております。

平成29年度が資料2の1ページから、平成30年度が8ページから、平成31年度が15ページから、平成32年度が22ページからとなっております。

なお、この参考資料2において、過疎対策事業債の借入見込事業を計上しております。

平成29年度では、資料2の4ページ、4.高齢者等の保健及び福祉の向上、増進の(8)過疎地域自立促進特別事業の医療費助成事業などで6,000万円、5ページに移りまして、6.教育の振興の統合小学校校舎整備工事、中学校校舎整備工事や給食センター整備事業で4億300万円、年度計で4億6,300万円を予定しております。

同様に、平成30年度は、資料2の8ページから9ページになります。

2.交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進で、市町村道の2億1,150万円、11ページの4.高齢者等の保健及び福祉の向上、増進の(8)過疎地域自立促進特別事業で6,000万円、12ページに移りまして、6.教育の振興の統合小学校校舎整備工事や中学校校舎整備工事などで1億3,900万円の年度計4億1,050万円となっております。

平成31年度は、資料2の18ページ、4.高齢者等の保健及び福祉の向上、増進の(8)過疎地域自立促進特別事業で6,000万円、19ページに移りまして、6.教育の振興の統合小学校校舎整備事業、スクールバス購入、給食センター整備事業で5億7,980万円の年度計6億3,980万円となっております。

平成32年度は、資料2の22ページから23ページ、2.交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進で市町村道の3億9,960万円、25ページの4.高齢者等の保健及び福祉の向上、増進の(8)過疎地域自立促進特別事業で6,0

00万円、26ページに移りまして、6.教育の振興、(4)過疎地域自立促進特別事業で、スクールバス運行事業1,000万円の年度計4億6,960万円となっております。

東庄町過疎地域自立促進計画の内容については、以上となります。町長の提案理由にもございましたように、本計画を策定することにより、国から財政上の特別な支援を受けることが出来ます。このうち過疎対策事業債では、元利償還金70%が後年度に交付税措置されるため、非常に有利な起債となっております。今後は過疎対策事業債を有効活用することにより、既存事業の拡大、新規事業の実施が出来るものと考えております。

以上で、東庄町過疎地域自立促進計画の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(土屋 進君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番、花香孝彦君。

5番(花香孝彦君)

1点、伺わせていただきます。

過疎対策事業債の財政軽減について伺わせていただきます。

過疎対策事業債を4年間利用した場合と今までのように町債を使用していた場合とでは、どのくらいの財政が軽減されるのか伺わせていただきます。

議長(土屋 進君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

ご質問にお答えをいたします。

過疎対策事業債につきましては、ご説明を申し上げましたとおり、後年度、元利の償還に対して70%の交付税算入がされるということでございます。

現時点で過疎債をどの程度、借り入れが出来るかは不明でございますが、借り入れをし、そして償還を終える時点で70%が交付税として算入され、その分が財政上、有利になると、このように考えております。具体的な金額については、現時点でお示しすることは出来ません。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

他にございますか。

4 番、板寺正範君。

4 番（板寺正範君）

ちょっとポイント違いの質問であれば、ご指摘をいただきたいと思いますが、事業の内容についてですが、昨年6月の議会で、一般質問におきまして、笹川駅南側の道路整備及びその排水、流末処理のことについて質問をさせていただきました。その町道の2016号につきましては、29年度と30年度で計画の方、きちんと出ております。あと、流末の処理についてなんです、その時の答弁で、新しいルートを作って、その排水を考えていると。測量をして、検討を進めていくという答弁をいただいたかと思えます。その結果がどういう形であったものか、それがどういうふうに進んでいこうというものであるのか、そして今回、その流末処理の事業がこの計画に載っていないということは、そぐわない計画であるのかということがちょっと頭に浮かびましたので、その辺をお伺いいたします。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

笹川駅南側の流末排水につきましては、測量と、概略設計を実施しております。その中で、判った結果でございますが、桁沼川が満水になりますと、やはり駅南側耕地の排水能力に影響を及ぼしておりました。黒部川、桁沼川が満水になりますと、駅南側耕地が低いいため、通常自然流下排水だけでは流れ難い結果がわかりました。最終的に河川増水時は、ポンプアップ施設も必要な結果になっております。

従いまして、単に排水路を整備しただけでは、増水時の排水はおぼつかない状況でございます。黒部川、そして桁沼川の水位が下がらなければ、今の地形ではポンプアップの併用も必要です。排水路の整備やポンプアップ施設の整備には、多額な費用がかかりますので、調査の結果、踏み出すべきかどうか、現在、検討中の状況でございます。

議長（土屋 進君）

4 番、板寺正範君。

4 番（板寺正範君）

大変な予算がかかるという話と、長い年月がかかるというのは重々承知しているところですが、前にも質問させていただいたとおり、この地区は本当に水ががばがばで困っております。その中で、長くかかる、お金がかかるという、それで歩み出せないという、状況だというお話でありますので、ちょっと視点を変えて、前にありましたように、ちょっと話が違う方に行ってしまいますけれども、例えば貯水池方式、貯水池に今、ガマがはえて、そこが水たまりになっているところを貯水池というような形で開拓というか、整備をして既存の排水路を少しでも広くして、流れるように、現状ではとろとろではありますけれども、排水は出来ているわけありますから、その辺のところを検討していただいて、違う方向からもこの排水流末処理ということを考えていただいて、この促進計画に取り入れていただきたいなという、これは計画は見直しが何度も出来るというお話がありますので、検討していただいて、次回の計画にはこの流末排水の事業というものをに入れていただきたいというのが要望であります。

過疎地域自立促進特別措置法に財政措置、それから行政措置、税制措置があり、行政措置の中で、都道府県代行制度というのがありまして、町では出来ないものが都道府県を事業主として出来るというような文言も書いてありましたので、この辺のところも何か検討していただいてなるべく負担が少ない形の中でこの整備を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号、東庄町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第24号、平成29年度東庄町一般会計補正予算(第2号)から日程第17、議案第27号、平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第24号、平成29年度東庄町一般会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,965万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,268万7,000円とするものでございます。この他、第2条、地方債の補正で新規地方債の追加及び廃止について指定をしております。

主な補正内容でございますけれども、総務関係では、災害発生時、被災者の生活再建を支援するための補助金を新規で計上いたしました。

次に、民生関係でございますけれども、町内の介護事業所への設置整備補助金を計上いたしました。

次に、商工関係では、雲井岬つつじ公園に隣接する用地を借用することとなりましたので、測量及び設計業務委託料を計上いたしました。

次に、教育関係でございますけれども、笹川小学校の体育倉庫の新築に係る測量及び設計、東庄中学校の技術室の改修に関わる設計、東庄中学校のテニスコートを新設する工事を実施するための補正をいたします。

次に、積立金といたしまして、公共施設整備基金、減債基金への積立を行います。

その他に4月の人事異動に伴う人件費についても補正をいたしました。

なお、歳入については歳出にともなう国・県補助金及び町債、その他寄附金、繰入金を補正し、歳入が歳出に不足する分については繰越金を補正しております。

また、地方債につきましては、当初予定をしておりました学校教育施設整備事業債を過疎対策事業債に振替を行います。過疎対策事業債では、学校教育施設の他にソフト分として福祉関係の支出の財源振替を行います。

続きまして、議案第25号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,700万7,000円とするものでございます。この補正につきましては、主に職員の人事異動に伴います人件費の増額でございます。

続きまして、議案第26号、平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,125万円とするものでございます。

内容につきましては、歳出において、人件費の増額補正をするものでございます。財源としては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

次に、議案第27号、平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,051万1,000円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,883万1,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますけれども、歳出で5款諸支出金におきまして、過年度分の介護給付費等の精算による国庫支出金の返還及び一般会計への繰出金を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上、議案第24号から議案第27号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くだ

さいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、平成29年度東庄町一般会計補正予算（第2号）の内容についてご説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げます。議案書の21ページをお願いいたします。

今回の補正では、町長の提案理由にありましたとおり、4月の職員人事異動に伴う人件費及び当初予算に計上しておりませんでした再任用職員5名分の補正を関係科目で行っております。

これは1款の議会費を初めとする各款において、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、9節の総合事務組合負担金にそれぞれ計上しております。全体として、2節給料で1,357万9,000円、3節職員手当等で551万3,000円、4節共済費で773万7,000円、19節負担金等でマイナス37万9,000円、総額で2,645万円の増となっております。

昨年同時期と比較いたしますと、一般職の職員数は5名増となりますが、給与費と共済費の合計額は449万5,000円の減となっております。

その他、一般会計から特別会計への人件費繰り出し分の補正として、3款民生費で国民健康保険特別会計が82万円の増、介護保険特別会計が39万円の増となっております。

なお、以降は人件費以外の補正内容についてご説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、21ページ、2款総務費、1項1目総務管理費・一般管理費で、13節人事評価者研修委託料16万2,000円、人事評価制度の適正な実施のための研修にかかる費用となっております。

同じく14節子育てワンストップサービス接続料26万円、全国の市区町村で実施する子育てワンストップサービスのL G W A N - A S P接続にかかる経費となっております。

次に、8目防災対策費の19節千葉県被災者生活再建支援事業補助金300万円、こちらは千葉県被災者生活再建支援事業に基づくもので、災害時に国の支援が受け

られない場合に一定の要件を満たすと県が国並みに補助する制度で、町でも要綱を策定しております。財源は全額、県補助金で、1世帯あたり最大300万円となります。

次に、22ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費、13節住民記録システム改修委託料57万2,000円。マイナンバーカードや住民票に旧姓併記が出来るようにするためのシステム改修であります。平成30年度に法令等施行予定のため、今年度中のシステム改修が必要となります。こちらも財源は全額国庫補助となります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、次ページに移りまして、2目社会福祉施設費の19節地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金191万6,000円。先程町長の提案理由にありましたとおり、町内介護事業所に対する補助金でございます。東庄町先進的事業整備計画の対象事業所であります。楽天堂・和楽の建物にプリンターを整備するための補助金で、こちらも財源は全額国庫補助となります。

次に、24ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、3項1目水産業費・水産業振興費の19節栽培漁業振興総合対策事業補助金5万3,000円。笹川漁業協同組合の種苗放流事業に対する補助金ですが、放射性物質によるウナギ、フナの出荷自粛要請の影響を受け、平成24年度より行われておりませんでした。この度、フナの出荷自粛要請解除に伴い、本事業を再開し、事業費が確定しましたので不足分を補正するものでございます。

続いて、6款商工費、1項3目観光費の13節雲井岬つつじ公園測量委託料152万3,000円及び雲井岬つつじ公園拡張工事設計委託料219万3,000円。先程町長の提案理由にありましたとおり、雲井岬つつじ公園に隣接する農地約2,200平方メートルを借用するにあたり、公園用地として有効かつ効果的に利用するための測量、設計にかかる経費となっております。

続いて、3目観光費、11節印刷製本費17万6,000円。町観光パンフレットが今年度中に在庫がなくなる見込みとなったため、増刷を行うものでございます。

次に、7款土木費、次ページに移ります。5項1目国土調査費・地籍調査費の13節測量業務委託料287万7,000円。測量業務にかかる積算基準書の労務費及び諸経費率の上昇による不足分を補正するものでございます。

次に、9款教育費、1項2目教育総務費・事務局費の9節旅費13万4,000円。小学校統合会議及び各作業部会開催にかかる費用弁償となっております。

同じく 11 節の印刷製本費 5 万 4 , 0 0 0 円。小学校統合に関する会議の進捗状況を町民に広報するための印刷費となっております。

続いて、2 項小学校費、次ページに移りますが、1 目学校管理費の 13 節教育施設整備工事設計業務委託料 225 万円。現在の笹川小学校の西側にある体育倉庫の位置に統合小学校の増築校舎を建設するため、現行の体育倉庫は取り壊しとなります。新しい体育倉庫を南側の線路側に建設を予定しており、その倉庫の設計及び確認申請等にかかる補正となっております。

なお、体育倉庫の建設工事費につきましては、当初予算で計上済の教育施設維持補修工事費の中で予定しておりました合併浄化槽の設置が不要となりましたので、その中で対応させていただきます。

続いて、3 項 1 目中学校費・学校管理費の 13 節教育施設整備工事設計業務委託料 147 万 8 , 0 0 0 円。学校給食センターを現在の東庄中学校の技術棟とプールの位置に建設するため、現行の中学校、多目的室を技術室として改修するための設計業務委託の予算計上でございます。

同じく 15 節教育施設整備工事費 3 , 3 5 6 万 7 , 0 0 0 円。現在のテニスコートの位置に調整池を設置し、流末排水を整備するため、工事を実施、これに先立ちまして、テニスコートを現在のサッカー場脇に移設するものでございます。現在、中学校のテニスコートはグラウンドから離れており、利便性が悪く、また水はけが悪いことも問題となっております。現テニスコートの位置に調整池を設置することにより、中学校の部活動の利便性と流末排水の問題を解消するため、整備するものでございます。

続いて、同節の教育施設維持補修工事費 89 万 7 , 0 0 0 円は、東庄中学校 3 階の職員室のエアコンが故障したことによる交換工事等となります。

次に、12 款諸支出金、1 項 1 目基金費、25 節積立金 1 億 5 , 0 0 0 万円、町では昨年度末に東庄町公共施設等総合管理計画を策定しております。計画に沿った今後の公共施設の整備等を勘案し、公共施設整備基金に 1 億円積立を行います。

また、過疎対策事業債を発行するにあたりまして、地方債の償還に充てられる財源の確保としまして、減債基金に 5 , 0 0 0 万円を積み立てるものとなっております。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の 20 ページをお願い

いたします。

14款国庫支出金、2項1目1節番号制度システム整備費補助金で57万2,000円。2目3節地域介護福祉空間整備等施設整備交付金191万6,000円。15款県支出金、2項1目2節千葉県被災者生活支援事業補助金300万円。以上の3件は、歳出でご説明しました補助事業に対するもので、全額補助となっております。

次に、17款寄附金、1項2目1節指定寄附金で40万円。音色の会様より音楽文化の振興に資するためということで指定寄附をいただいております。こちらの歳出につきましては、現在検討中でありますので、歳出が決まり次第今後の補正予算に計上させていただきたいと思っております。

次に、18款繰入金、1項3目1節介護保険特別会計繰入金ですが、前年度の介護保険給付費等の精算による返還金として323万9,000円を繰り入れるものでございます。

一つ飛びまして、21款町債ですが、今年4月に東庄町が過疎指定を受けたことにより、過疎対策事業債を発行することが出来ることとなりました。交付税算入率70%という、非常に財源措置の大きい起債ということで、当初予定しておりました学校教育施設等整備事業債2億6,020万円につきまして、全て過疎対策事業債のハード分の3億7,450万円に振替を行いました。差し引き1億1,430万円が今回新たに増額となります。

歳出の25ページの9款教育費の補正額の財源内訳中、地方債の欄に1億1,430万円が記載されております。

また、過疎対策事業債のソフト分6,000万円ですが、こども医療費助成事業、外出支援巡回バス事業、健康診断及び予防接種につきまして、財源振替を行いました。

最後に、歳入が歳出に不足する4,622万8,000円につきまして、19款繰越金の前年度繰越金で補正するものでございます。

続いて、第2表、地方債の補正でございます。17ページの第2表をお願いいたします。

先程ご説明しましたとおり、過疎対策事業債を追加し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。また、それに伴いまし

て、学校教育施設等整備事業債を廃止するものとなっております。

以上で一般会計の補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（土屋 進君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

それでは、議案第25号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の35ページをご覧ください。

初めに歳出でございますが、1款1項1目・一般管理費につきましては、人事異動に伴います職員人件費及び共済組合負担金率のアップによる不足額200万円を補正するものでございます。

次に、4款1項1目・前期高齢者納付金につきましては、当初予算算定に使用した諸係数は暫定数値でございましたが、この度、確定数値が示され、これにより算定した納付金額が提示されたことを受けまして、その不足額1万円を補正するものでございます。

次に、8款3項1目・保健指導事業費につきましては、共済組合負担金率のアップに伴います不足額11万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。お手数ですが、34ページをご覧いただきたいと思ひます。

3款2項2目・制度関係業務準備事業費補助金につきましては、平成30年度からの国保制度改正に伴う事務処理システムの改修費用として、当初歳出予算にその費用を計上してございますが、国庫補助金として全額交付されますので、その額129万6,000円を歳入に補正するものでございます。

次に、9款2項1目・一般会計繰入金につきましては、人件費等事務費の不足額82万円を補正するものでございます。

最後に、10款1項1目・繰越金につきましては、歳出の4款・前期高齢者納付金の不足額1万円の財源として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは続きまして、議案第26号、平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の43ページをお願いいたします。

最初に、歳出よりご説明申し上げます。

1款事業費、補正額11万6,000円は、1項1目一般管理費で職員3名分の市町村職員共済組合負担金の率の改定による人件費について、増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は11万6,000円の増額、歳出合計で2,125万円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。42ページをお願いいたします。

3款繰越金11万6,000円の増額については、歳出補正で計上した人件費の不足する財源について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は11万6,000円の増額、歳入合計で2,125万円となります。

以上で平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第27号、平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。歳出予算よりご説明申し上げます。

1款総務費、補正額32万8,000円は、1項1目一般管理費で職員の扶養手当等の増額補正、市町村職員共済組合負担金の率の改定による人件費について増額補正するものでございます。

次に、3款地域支援事業費、補正額14万6,000円は、1項3目一般介護予防事業費で市町村職員共済組合負担金の率の改定による、人件費の増額補正、2項1目包括的支援事業費で市町村職員共済組合負担金の率の改定による、人件費の増額補正と認知症施策として医師及び医療と介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームの研修等にかかる費用について、増額補正するものでございます。

5款諸支出金、補正額3,003万7,000円は、1項2目償還金で、平成28年度分の介護給付費、地域支援事業費の確定・精算による国・県・社会保険診療報酬支払基金への返還金として2,679万8,000円。2項1目一般会計繰出金で、平成28年度分の介護給付費、地域支援事業費の確定・精算に伴う一般会計への返還金として323万9,000円を増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は3,051万1,000円の増額、歳出合計で13億5,883万1,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。48ページをお願いいたします。

7款繰入金、補正額39万円については、1項3目その他一般会計繰入金で市町村職員共済組合負担金の率の改定による人件費の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

8款繰越金3,012万1,000円の増額については、平成28年度分の介護給付費等の精算による返還で不足する財源について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は3,051万1,000円の増額。歳入合計で13億5,883万1,000円となります。

以上で平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたが、ここで暫時休憩とします。再開は午後2時55分からとします。

（午後 2時40分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

ちょっと1点だけ、地方債の補正に関してなんですけれども、当初予算では地方債の発行について、過疎債が発行出来るということで、これ組み替えていると思うんです。その部分で、先程過疎計画の中で、花香議員の質問した、それによって、どのくらい有利なんですとか、得なんですとかという部分の質問があったと思うんですけれども、やはりこの組み替えたということは、それの方が有利だから置きかえたと思うんですけれども、確かに学校教育施設事業債は充当率90%で、交付税措置率が60%、過疎債は100%で、措置率は70%ということで、簡単に言えば10%分、充当率とかありますけれども、簡単に言えば10%、得すると思うんですよ。課長の先程の答弁では、その部分はわかりませんというふうに言ったんですけれども、10%得するという部分。

それとあと、損得ではないんですけれども、過疎債をやるのは、それはそれとして、ただ、その損得から言うと、道路も過疎事業計画しているわけですから、道路は交付税措置が何年か前から無くなったような記憶なんですけれども、無いものにするとか、交付税措置率が低いものにしたのが損得から言えば有利というか、その部分はあると思うんですけれども、これはどうなんですか。

それとあと、先程の元利償還金の交付税措置分の地方交付税で措置される分は、償還が終了した時点で措置されるというふうにちょっと受け取ったんですけれども、これは交付税措置というのは、償還期間に応じて毎年度の償還に対して交付税措置基準財政需要額に算入されるのか、それとも終わった時点で一括で算入されるのか、その辺をちょっと確認したいんですが。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

城之内議員のご質問にお答えをします。

教育事業債の関係につきましては、交付税算入が無かったものと認識しておりまして、その点については、過疎債に振り替えることによって、有利に活用出来ると。

そして、先程花香議員からの質問で、償還が終わった時点で交付税として算入されるようなニュアンスで受け取られたということでありまして、私の説明が良くなかったように思います。返済する元利償還に対して、その都度、年度に対して交付税措置されるということでございます。従って、最後にまとめてということではな

くて、返済していくに従って、その分が元利償還金の70%が交付税算入されるということでご理解をいただきたいと思います。

また、道路については、議員が言われるとおり、現在、借り入れをしても交付税算入がございませんので、この点について、やはり過疎債を活用していくことが望ましいのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第24号、平成29年度東庄町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

（午後 3時02分 延会）